

各介護保険施設 御中
各居宅介護支援事業所 御中
各特定施設 御中
各地域密着型サービス事業所 御中

伊勢市健康福祉部介護保険課

介護保険制度における個人番号の取扱いについて

平素は本市介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当月より個人番号（いわゆるマイナンバー）の利用が開始されております。

この度、厚生労働省老健局より平成27年12月15日付事務連絡「介護保険分野等における番号制度の導入について（依頼）」及び同日付事務連絡「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）」が示されたことに伴い、今後の介護保険制度における個人番号の取扱いについて下記のように取りまとめましたので、周知いたします。

本通知をご一読いただき、今後の手続き等についてご留意いただきますようお願いいたします。

1. 変更になる届書・申請書

個人番号欄が追加となった申請書及び届出書は以下のとおりです。

- ・介護保険資格取得・異動・喪失届
- ・介護保険被保険者証交付申請書
- ・介護保険被保険者証等再交付申請書
- ・介護保険住所地特例 適用・変更・終了届
- ・介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ・介護保険特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者に関する認定申請）
- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・介護保険基準収入額適用申請書
- ・高額医療合算介護サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・介護保険 要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- ・介護保険サービスの種類指定変更申請書
- ・居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

2. 申請書等への個人番号欄の記載について

上記1で示した申請書等については、原則として申請者より個人番号を記載していただくこととなります。ただし、本人の個人番号が把握できない場合は、個人番号の記載を行わなくとも申請等を受理いたします。

具体的な取り扱いについては、以下のとおりです。

3. 本人確認措置について

(1) 本人が申請する場合

ア. 本人の個人番号が確認できる書類（下記のいずれか一点）

- ①本人の通知カード
- ②本人の個人番号カード
- ③本人の個人番号が記載された住民票の写し

※郵送による場合、写しを添付。

イ. 本人の身元確認ができる書類（①または②）

- ①官公署が発行した書類で顔写真付のものを一点
個人番号カード、運転免許証、パスポート、住基カード、身体障害者手帳など
- ②官公署が発行した書類で顔写真のないものを二点
公的医療保険の被保険者証（国保、後期高齢、社保）、介護保険被保険者証、年金手帳、住民票など氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

※郵送による場合、写しを添付。

(2) 代理人として申請する場合

ア. 本人（被保険者）の個人番号が確認できる書類（下記のいずれか一点）

- ①本人の通知カード（写しでも可）
- ②本人の個人番号カード（写しでも可）
- ③本人の個人番号が記載された住民票の写し

イ. 代理人の身元が確認できる書類

- ①（1）イ. 本人の身元確認ができる書類
- ②（事業所による申請の場合）介護事業所の職員であることを証する書類
職員証、名札、名刺など
- ③（成年後見人等による申請の場合）登記事項証明書等本人との関係を証する書類

ウ. 代理人の代理権が確認できる書類（下記のいずれか一点）

- ①本人（被保険者）介護保険被保険者証等官公署から一に発行発給された書類（写し不可）
- ②委任状（別紙様式参照）

4.3 (1), (2) 以外の場合

・ 本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載は必要ありません。

・ 本人の代わりに使者として申請書の提出を行っただけに過ぎない場合は、個人番号が見えないよう、申請書を封筒に入れて提出する等の措置を講じること。この場合、使者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。

また、提出を受け付ける際は、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様の本人確認措置を行います。

- ・個人番号の記載がない場合、3による本人確認措置は行いませんが、介護支援専門員証等の提示による本人確認にご協力いただきますようお願いいたします。

5. その他

- ・通知カードは、3（2）ウの代理権の確認書類としては有効ですが、身元確認書類とは取り扱えないためご注意ください。

1に示した届出書・申請書で個人番号欄の記載のない旧様式について、平成28年1月末日まで使用していただくことが可能です。その場合、個人番号を記載せずに当課まで送付していただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いについては、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

介護保険課	介護認定係
内線	71-1249
外線	21-5647
	介護給付係
内線	71-1248
外線	21-5560